

「種の保存法」により、

**クニガミトンボソウ、ヒメタニワタリ** は

国内希少野生動植物種に指定されており、

**採取や国内取引が規制**されています



© 西山桂一

クニガミトンボソウ

採らないで  
売らないで  
買わないで



ヒメタニワタリ

無許可で生きている個体を採取したり傷つけたりした場合、  
懲役1年以下、罰金100万円以下の処罰の対象となります。

**お問い合わせ先**

環境省 那覇自然環境事務所

〒900-0027 沖縄県那覇市山下町5-21 沖縄通関社ビル4階

電話:098-858-5824 FAX:098-858-5825

クニガミトンボソウやヒメタニワタリは、これらの野生個体群に絶滅のおそれが生じていることから、野外個体の採取や採取された個体の流通等を規制するため、国内希少野生動植物種に指定されています。

### ● クニガミトンボソウ（別名：ソノハラトンボ）

*Platanthera sonoharai* Masamune

1964年、沖縄県国頭村で採取した標本に基づいて記載された。*sonoharai* は、採取者の園原咲也氏を記念したもの。小型の夏緑多年草で、沖縄島北部の溪流の水がやや滞水するような浅い淵の水際などに生育する。

本土復帰以後に沖縄島北部の主要河川にダムが建設され、主要な自生地の大半は水没したものと思われる。現存する生育地は狭い地域に限られ、個体数は少なく、全体でも数百個体程度と考えられる。

### ● ヒメタニワタリ

*Hymenasplenium cardiophyllum* (Hance) Baker

森林中のやや湿った石灰岩上に生じるチャセンシダ科の常緑多年草のシダ。北大東島のほか、小笠原諸島母島と海南島に生育し、著しい隔離分布を示すため、植物地理学上貴重である。もともと自生地と個体数が限られており、絶滅が危惧されるが、減少要因として、採集、アフリカマイマイによる食害、生育地の環境悪化や崩壊が上げられる。

北大東島の自生地は国の天然記念物に指定されており、自生地への立入等が制限されている。また、北大東村自然環境保護条例により、損傷及び採取並びに村外への持ち出しが制限されている。

### ■ 『種の保存法』とは

国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するために制定した法律で、正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といいます。希少野生動植物種を指定し、それらの「捕獲・採取」「譲渡し・譲受け」「輸出入」等を規制しています。

### ■ 『希少野生動植物種』とは

国内希少野生動植物種(国内に生息・生育し、絶滅の危機に瀕している種)と、国際希少野生動植物種(渡り鳥条約等に基づき指定された種とワシントン条約附属書 I に掲載された種)があります。